

燕市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

燕市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
18年燕市条例第46号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

燕市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年燕市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表中自治会長の項、農家組合長の項及び児童福祉施設等(児童館、児童クラブその他施設)の管理運営業務に従事する者の項から建築指導等の業務に従事する者の項までを削り、

「

その他の非常勤職員	報酬が日額の場合は15,000円以内、月額の場合は190,000円以内、年額の場合は210,000円以内(ただし、特に高度の専門知識又は技術を要する業務を行う者及び前記の報酬区分又は報酬額によりがたい等特別の理由があるものについては、任命権者の定める額)
-----------	---

」

を

「

前各項に掲げる者以外の特別職の職員	他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、日額の場合は15,000円、月額の場合は190,000円、年額の場合は210,000円をそれぞれ超えない範囲内において任命権者の定める額
-------------------	---

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。